

# 国民年金保険料の後納制度(納期限の延長)が始まります

■住民課国保年金係【☎028 (677) 6038】

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届け出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

このような事態を避けるために、8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年7月からは年金の受給資格期間が、これまでの25年から10年に短縮されることが予定されています。

今まで受給資格を満たさなかった人が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合がありますので、心あたりのある人は、右の国民年金保険料専用ダイヤルへお問い合わせください。

●後納制度対象者／  
過去に未納期間を有する人※すでに基礎年金を受給している人は除く

●対象保険料／  
過去10年以内の保険料※平成14年10月分以降の納められなかった保険料

●後納保険料を納付できる期間／  
平成24年10月1日～平成27年9月30日(3年間)  
※後納保険料を納付するためには事前に申し込んで審査を受ける必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用できない場合があります。

お問い合わせ  
国民年金保険料専用ダイヤル【☎0570 (011) 050】  
受付時間／月～金曜日：8:30～17:15  
第2土曜日：9:30～16:00

対象者へは、平成24年7月末から順次「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」が日本年金機構から送付されます。

日本年金機構ホームページ(国民年金保険料の後納制度)  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6221>

# 国民健康保険の財政状況 《国保税改定を国保運営協議会に諮問》

■住民課国保年金係【☎028 (677) 6038】

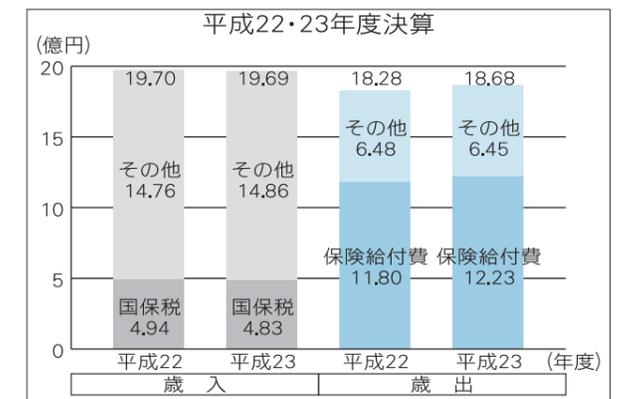
国民健康保険に加入する町民の皆さんが安心して医療機関を受診するためには、健全な国民健康保険財政の運営が必要です。町民の皆さんには国保税としてご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

## ■平成23年度国民健康保険特別会計決算 ～実質収支は9,100万円赤字～

平成23年度国民健康保険特別会計の歳入は、約19億6,900万円では前年度と同額です。歳入の約25%を占める国保税は、約4億8,300万円の前年度より約1,100万円減収となっています。

これに対し、歳出は約18億6,800万円の前年度より約4,000万円増加しています。これは、主に医療費の増加に伴い、保険給付費が増となっているためです。

歳入から歳出を差し引いた収支は、約1億100万円の黒字ですが、前年度繰越金や基金の取り崩しなどを差し引いた実質収支は、約9,100万円の赤字となっており、その赤字額は年々増加しています。



## ■財政調整基金の現状と今後の見込み ～平成24年度末残高見込は1,700万円～

国民健康保険では、財政調整基金という「貯金」を設けて財源不足に対応してきました。平成17年度には約2億円の残高がありましたが、赤字を補てんするために毎年取り崩しを重ねた結果、平成23年度末には財政調整基金が6,900万円となりました。

平成24年度には5,200万円を取り崩す予定なので、年度末には財政調整基金が1,700万円になってしまう見込みで、現状のままでは、平成25年度の予算編成時には「貯金」が底をついてしまう状況です。



## ■国保税の改定に向けて ～国保運営協議会に国保税改定を諮問～

平成24年度も、繰越金や財政調整基金などを除く国民健康保険特別会計の実質収支は1億円以上の赤字が見込まれ、財政調整基金の残高も底をついてしまう現状では、平成25年度の国民健康保険特別会計を維持することが非常に困難な厳しい財政状況となっています。

平成13年度以降、大幅な税率の改定を見送ってき

ましたが、いよいよ財政的な限界を迎えてしまいました。財源を確保するためには、国保税を改定せざるを得ない現状を踏まえ、8月29日に開催した芳賀町国民健康保険運営協議会で国保税の改定を諮問しました。

今後、慎重に検討を重ね、税率などが答申されたあと、12月議会定例会に上程し、議決されれば、平成25年度から国保税が改定される予定です。

## 町長室から

### 健康長寿社会づくり

筑波大学大学院人間総合科学研究所の久野譜也教授が主催する第6回のスマートウエルネスティ首長研究会(注1)に添谷薫健康福祉課長と参加しました。大変勉強になりましたので、芳賀町でも重点事業として取り組みたいと思います。研究会では、高齢化・人口減少社会においては、高齢者が地域で元気に暮らせること自体が「社会貢献」であるといえること、健康を維持することと個人と社会の双方にとって生きがい豊かな生活・医療費の抑制などのメリットがあることについて、さまざまな視点から説明がありました。研究事例として新潟県見附市では、3年間継続して、健康づくり教室の参加者(94人・平均年齢70.1歳)と不参加者(282人・平均年齢70.2歳)の医療費調査を行いました。検証した結果、参加者の医療費が、年間27万円、不参加者の医療費が年間37万4千円で年間10万4千円程度抑制されていたそうです。

しかし、スマートウエルネスティを実践しているほかの5つの地方公共団体で住民調査を行った結果は、いずれの団体も運動未実施者が全体の7割を占め、そのうちの7割は運動する意思がないと回答していたそうです。運動する意思のない住民は、健康体力づくり情報収集をせずに、健康診断と病院で健康は維持できると考えているようです。また、毎年新たなメタボ発症者の対策に追われ、根本的解決がされていない現状も報告されました。

研修に参加して、大多数のメタボ予備軍が将来的にメタボにならない地域システムづくりと、病気でない人の生活機能維持を生き活きとした生活を送ることを支援する政策が、改めて大変重要だと認識しました。芳賀町でも、町民総参加で健康寿命を延ばす健康づくり事業を、平成25年度の事業として取り組んでいこうと思います。その際には、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

(注1) 個々が健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことをまちづくりの中核に位置づけ、町民の皆さんが健康で元気に、幸せに暮らせる新しい都市モデル構想を推進している首長の研究会

(注2) 健康で幸せであるために、平均寿命ではなく健康寿命を長くすることの造詣

芳賀町長 豊田征夫

